

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります ⑧



小平市個人情報保護条例を改正しました

市における特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取り扱いを国などと同様にするため、小平市個人情報保護条例を改正しました。

マイナンバーを安全・安心して利用していただくため、特定個人情報を一般の個人情報より厳格に保護するとともに、自分の特定個人情報の使われ方を確認しやすくしています。主な改正内容は以下のとおりです。

収集、目的外利用などを制限します

どのような場合に特定個人情報を収集したり、目的外利用などをしたりすることができるかは、番号利用法に厳格に規定されており、それ以外の収集、目的外利用などは認められていません。市が保有する特定個人情報も、番号利用法と同様、厳格に保護します。

任意代理人も開示・訂正・利用停止請求ができます

マイナンバー制度に対する権利をより一層保障するために、市が保有する特定個人情報については、任意代理人による請求もできるようにしました。

閲覧・開示が選べます

自分の特定個人情報がどのように使われているかをより一層確認しやすくするため、市が保有する特定個人情報は、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）による閲覧と個人情報保護条例による開示の制度の両方を利用できるようにします（平成29年1月からを予定）。

詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/046/046101.html>

問合せ 総務課 ☎042 (346) 9580